

山梨県立都留高等学校 いじめ防止基本方針【ダイジェスト版】

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

- ①「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係がある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ②いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであるとの基本認識に立ち、学校長のリーダーシップのもと、「いじめの根絶」に向けて全校体制で組織的な取り組みを行う。機動的な「いじめ対策委員会」並びに外部の方を交えた「拡大いじめ対策委員会」を設置し、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」に組織的に取り組む。

2 いじめ対策委員会

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導主事、生徒指導副主任、特別支援主任（保健主事）、各年次主任、養護教諭、各年次いじめ担当などをメンバーとして設置する。また、必要に応じて、当該クラスの正副担任、学校医、スクールカウンセラーなどをメンバーに加える。

3 拡大いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」に学校評議員・スクールカウンセラー等を加える。拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

4 いじめ防止に向けた主な年間指導計画

- 4月・いじめ対策委員会①（基本方針・年間計画の確認）
 - ・PTA総会で「都留高等学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
- 5月・拡大いじめ対策委員会①
- 6月・携帯スマホ教室の実施
 - ・第1回いじめ実態調査アンケートの実施
- 7月・いじめ対策委員会②（アンケート結果分析）
 - ・三者懇談
- 10月・第2回いじめ実態調査アンケートの実施
- 11月・いじめ対策委員会③（アンケート結果分析）
- 12月・三者懇談
- 2月・第3回いじめ実態調査アンケートの実施
 - ・拡大いじめ対策委員会②（いじめ対応の検証）
- 3月・いじめ対策委員会④（年間のまとめ・次年度に向けた対策確認）

5 いじめの未然防止のための取り組み

「いじめが起こらない学級・学校づくり」を進めるためには、望ましい人間関係の構築と豊かな心を育む取り組みを推進する必要がある。

- ①「自己有用感」を持たせ、居場所づくり、絆づくりを進める。
- ②教職員の協力共同体制をつくり、相談体制を整備する。
- ③道徳教育・人権教育を充実させるとともに、生徒の体験活動を豊かにする。
- ④ネット上のいじめが起きないように指導を徹底する。

6 いじめの早期発見のための取り組み

いじめの早期発見には、日頃の教職員と生徒たちとの信頼関係の構築が大切である。

- ①教職員のいじめに気づく力を高める。
- ②いじめの態様を理解し、いじめは見えにくいという認識を持つ
- ③いじめ実態調査のアンケートを適切に実施する
- ④相談しやすい環境を作る。
- ⑤保護者や地域、関係機関との連携に努める。

7 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。

- ①いじめが起きた場合には、特定の教員が抱え込んだり事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応する。
- ②いじめられた生徒、いじめを知らせてくれた生徒を守る体制を徹底する。
- ③事実確認と情報の共有を行い、被害者、加害者およびそれぞれの保護者に適切に対応する。

8 重大事態発生の対応

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

- ①重大事態の発生を教育委員会に報告する。
- ②「山梨県立学校いじめ対策委員会」が主体となり、重大事態の調査を行うとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ③調査結果について、教育委員会に報告するとともに、いじめられた生徒・保護者に必要な情報を適切に提供する。